

佐賀県臨床研修病院見学等交通費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域において必要な医師の育成及び確保を図ることを目的として、県内の臨床研修病院で臨床研修を実施しようとする者の病院見学等に要する交通費に対し、予算の範囲内において助成金を交付することとし、その助成金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「医学生等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を除く。以下「大学」という。）において医学を履修する課程に在学する者又は同課程を卒業した者、及びこれに準ずると知事が認める者をいう。
- (2) 「臨床研修」とは、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。
- (3) 「県内臨床研修病院」とは、次に掲げる病院をいう。
 - ア) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
 - イ) 国立大学法人佐賀大学医学部附属病院
 - ウ) 日本赤十字社唐津赤十字病院
 - エ) 独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター
 - オ) 独立行政法人国立病院機構佐賀病院
 - カ) 一般社団法人巨樹の会新武雄病院
 - キ) 社会医療法人祐愛会織田病院
- (4) 「病院見学等」とは、医学生等が臨床研修のために籍を置く臨床研修病院の選択に必要な情報を得る又は臨床研修病院の採用試験を受験する目的で、県内臨床研修病院を往訪することをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、佐賀県外に所在する大学に在学する医学生等のうち4年生以上及び卒業した者とする。

2 前項の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる助成対象者が当該各号に定める目的で、

当該者の住所地等（合理的な理由が認められる場合は住所地以外の場所の所在地）から県内の目的地までの間を経済的かつ合理的であると認められる経路で往復移動する際に要した経費（鉄道（グリーン料金を除く）、高速バス、レンタカー、航空機又は船舶での移動に要した経費に限る。）とする。

- （１）医学生等のうち４年生又は５年生の者が、県又は複数の県内臨床研修病院が合同で企画する病院見学会に参加するとき
- （２）医学生等のうち６年生又は卒業した者が病院見学等を行うとき
- ２ ２つ以上の県内臨床研修病院を見学又は受験するために必要であると認められる場合のみ、宿泊費を助成金の交付の対象となる経費に含める。
- ３ 第１項及び前項の経費には、臨床研修病院から助成がある経費は除くものとする。
- ４ 第１項に規定する対象学年には、外国の医科大学等に在学する者に関しては、同項の規定と同等であると知事が認める者を含むこととする。

（助成金額）

第５条 助成金額は、助成対象経費のうち実際に要した費用の額とし、助成対象者の住所地に応じて、次の額を上限とする。

助成対象者の住所地	助成金額の上限
沖縄県を除く九州各県	２０，０００円
上記以外の地域	４０，０００円

（助成金の交付申請及び実績報告）

- 第６条 助成金の交付を受けようとする者は、当該病院見学等が終了した日から起算して３０日を経過する日又は見学が終了した日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに、規則第３条第１項に規定する助成金交付申請書を様式第１号により知事に提出するものとし、その提出部数は１部とする。
- ２ 前項の助成金交付申請書を提出するに当たっては、規則第１２条第１項前段に規定する実績報告を兼ねるものとする。
 - ３ 第１項の助成金交付申請書が到達してから当該申請に係る助成金の交付等の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、１４日とする。

（助成金の交付回数）

第７条 助成金の交付は、同一交付申請者につき、第５条で定める上限額に達するまで、同一年度において２回までとする。

（交付決定及び額の確定並びに助成金の交付）

- 第８条 知事は、第６条に規定する助成金交付申請書及び実績報告書の内容が適当であると認めたときは、交付を決定するとともに交付すべき助成金額を確定し、様式第２号により、その旨を交付申請者に通知するものとする。
- ２ 知事は助成金額を確定した場合、申請者からの様式第１号の提出をもって、当該額の確定を停止条件とする請求があったものとして助成金を交付申請者に支払うものとする。なお、この場合において、前項による通知をした日を請求があった日とする。

（助成金交付の条件）

第９条 規則第５条の規定により、助成金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと
- (2) 助成対象経費を明らかにした関係書類を提出すること
- (3) 交付申請者が県内臨床研修病院を往訪したことを、知事が当該臨床研修病院に確認することに同意すること

(返還)

第10条 知事は、助成金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により助成金の交付決定を受けたとき

(その他)

第11条 この要綱のほか、事業に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日より施行する。